

情報提供日	消費者庁公表日	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
令和3年3月8日(月)	令和3年3月2日(火)	なし								
	令和3年3月5日(金)	2021年2月21日	2021年3月3日	階段移動用リフト			死亡1名	当該製品を使用中、搭乗者(80歳代)が転落し、病院に搬送後、死亡が確認された。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	
令和3年3月15日(月)	令和3年3月9日(火)	なし								
	令和3年3月12日(金)	なし								
令和3年3月23日(月)	令和3年3月16日(火)	なし								
	令和3年3月19日(金)	なし								
令和3年3月29日(月)	令和3年3月23日(火)	なし								
	令和3年3月26日(金)	2021年2月6日	2021年3月23日	介護ベッド			重傷1名	使用者(80歳代)が当該製品を使用中、背上げ部を起こしていたところ、急に背上げ部が下がり、負傷した。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年3月15日
令和3年4月5日(月)	令和3年3月30日(火)	なし								
令和3年4月12日(月)	令和3年4月2日(金)	なし								
	令和3年4月6日(火)	なし								
令和3年4月19日(月)	令和3年4月9日(金)	なし								
	令和3年4月13日(火)	なし								
令和3年4月19日(月)	令和3年4月16日(金)	2021年3月24日	2021年4月12日	介護ベッド			重傷1名	使用者(70歳代)が当該製品から立ち上がろうとした際、アームの受け部分が急に傾き、左手首を負傷した。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	
	令和3年4月20日(火)	なし								
令和3年5月10日(月)	令和3年4月23日(金)	なし								
	令和3年4月27日(火)	なし								
	令和3年4月30日(金)	なし								
	令和3年5月4日(火)	なし								
	令和3年5月7日(金)	なし								
令和3年5月17日(月)	令和3年5月11日(火)	なし								
	令和3年5月14日(金)	2021年4月1日	2021年5月11日	階段移動用リフト			重傷1名	当該製品を使用中、搭乗者(70歳代)が転落し、右足を負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	宮城県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年5月6日
令和3年5月24日(月)	令和3年5月18日(火)	なし								
	令和3年5月21日(金)	なし								
令和3年5月31日(月)	令和3年5月25日(火)	なし								
	令和3年5月28日(金)	2021年5月14日	2021年5月24日	車いす			死亡1名	病院で使用者が当該製品に乗車中、介助者が駐車ブレーキをかけていたところ、当該製品が動き出し、転落、死亡した。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	千葉県	
令和3年6月7日(月)	令和3年6月1日(火)	なし								
令和3年6月14日(月)	令和3年6月4日(金)	なし								
	令和3年6月8日(火)	なし								
令和3年6月21日(月)	令和3年6月11日(金)	なし								
	令和3年6月15日(火)	令和3年5月※不明	令和3年6月11日	電動車いす(ハンドル形)			死亡1名	当該製品に乗車していた使用者(70歳代)が、当該製品とともに水路で発見され、死亡が確認された。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	滋賀県	
	令和3年6月18日(金)	令和2年1月1日	令和2年1月16日	電動リフト(室内用)	UD-420	株式会社いうら	重傷1名	当該製品に車いすを乗せて使用中、車いすが転落し、首を負傷した。 調査の結果、当該製品は、上昇用のリミットスイッチを押すサイドフレーム内部のバイブ側のプレートをテーブル側のプレートが重なって押し上げることで設定した高さでテーブルの上昇を停止させる構造であるが、使用時にスロープに外方向(倒れる方向)の外力が加わっている場合、テーブルが前後方向のあそびにより後方(玄関側)へずれる構造であったこと。また、レンタル事業者が本来使用できない大きさの車いすが乗るよう改造したため、大きな車いすで長期使用したことでテーブル側のプレートが位置ずれしてプレート同士の重なりが甘くなり、事故発生時、テーブル側のプレートが後方へ移動したことでプレート同士が重ならない状態になり、リミットスイッチが機能しなかったものと推定される。 なお、正常な位置に停止していないことが視覚的及び聴覚的に認識できる機能が装備されていないことも、事故発生に影響したものと考えられる。	京都府	令和2年1月21日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
令和3年6月18日(金)	令和3年5月13日	令和3年6月15日	電動車いす(ハンドル形)			重傷1名	使用者(80歳代)が当該製品を使用中、転落し、負傷した。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	富山県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年6月14日	